

発達障がい支援のための 資源ハンドブック 第4版

2022



長野県精神保健福祉センター
長野県発達障がい者支援センター



長野県発達障がい者支援 シンボル・マーク「結 (ゆい)」

平成24年度に制定した、長野県の発達障がい者支援シンボル・マークです。

【ライト・ブルー】の色は、世界自閉症啓発デーのシンボル・カラー
【鳥の形】は、山を越えて正しい理解が県内中に広がるように
【結んだ形】は、年代を超えて関係者や県民が結びつくように
・・・という願いが込められています。

『障がい』という表記について

「障害」の表記については、「害」の字に「損なう」「災い」という意味があり、負の印象があります。

このため長野県では、共生社会の実現を目指す観点から、人や人の状態を表す場合は、特定の漢字を使用せずに「障がい」と表記することになりました。

平成26年4月から適用される長野県のガイドラインでは、「法令の名称や用語」「機関・団体等の固有名詞」「医学・学術等の専門用語」「著作物の引用」「人の状態を表さないもの」等の場合は「障害」の表記を変更しないこととしています。

このガイドブックは長野県のガイドラインに沿って表記しているため、「障がい」と「障害」の表記が混在しています。

はじめに

平成 17 年 4 月に発達障害者支援法が施行され、発達障害者支援センターも各県に設置されています。当精神保健福祉センターでは、県内における発達障がい支援に向けた資源を広く皆様にお示しするための方策として、平成 24 年 3 月に「発達障がい支援のための資源ハンドブック」の初版を発行し、以後、版を重ねてまいりました。これを基にして市町村を含めた県下全体の発達障がい支援に関する相談や福祉的対応を支援していく活動に傾注しております。発達障がいの概念が広く知られるようになり、まだ十分とは言えないものの当事者およびご家族を支える体制づくりが次第に整備されてきております。これまで見過ごされ、放置されていた当事者およびご家族の困りごとが少しずつ解消されていく世の中になりますよう、引き続き努力を重ねてまいります。

本ハンドブックでは乳幼児健診での発達障がいの早期発見に始まり、成人期以降までの切れ目ない支援の充実を図ることを目標に当事者およびご家族のニーズにお応えするための身近な支援資源情報や広域の相談窓口、医療機関の情報を網羅し、それぞれの連絡先や相談可能な内容について掲載している他、家族の会や当事者の集いなどについても把握できる範囲内でお知らせしております。誰もがより生きやすい長野県としていくために、本冊子を十分にご活用いただけたら幸いです。

終わりに、関係機関の皆様には大変なご多忙の中で調査にご協力いただき、心より感謝を申し上げます。

令和 4 年 3 月

長野県精神保健福祉センター
長野県発達障がい者支援センター
所長 矢崎 健彦

目 次

はじめに

I 身近な支援資源情報		ページ
1	広域・市町村の相談窓口	
(1)	佐久圏域 小諸市・佐久市・小海町・佐久穂町・川上村・南牧村 南相木村・北相木村・軽井沢町・御代田町・立科町	3
(2)	上小圏域 上田市・東御市・長和町・青木村	8
(3)	諏訪圏域 岡谷市・諏訪市・茅野市・下諏訪町・富士見町・原村	11
(4)	上伊那圏域 伊那市・駒ヶ根市・辰野町・箕輪町・飯島町 南箕輪村・中川村・宮田村	15
(5)	飯伊圏域 飯田市・松川町・高森町・阿南町・阿智村・平谷村 根羽村・下條村・売木村・天龍村・泰阜村・喬木村 豊丘村・大鹿村	21
(6)	木曽圏域 上松町・南木曽町・木曽町・木祖村・王滝村・大桑村	26
(7)	松本圏域 松本市・塩尻市・安曇野市・麻績村・生坂村・山形村 朝日村・筑北村	29
(8)	大北圏域 大町市・池田町・松川村・白馬村・小谷村	34
(9)	長野圏域 長野市・須坂市・千曲市・坂城町・小布施町・高山村 信濃町・飯綱町・小川村	37
(10)	北信圏域 中野市・飯山市・山ノ内町・木島平村・野沢温泉村 栄村	43
2	「長野県発達障がいサポート・マネージャー整備事業」委託機関	46
3	療育コーディネーター「長野県障がい児等療育支援事業」委託機関	47
4	児童発達支援センター（福祉型）	48
5	関係機関	49
6	家族の会	57
7	当事者会・居場所・その他	62
II 医療機関情報		63
III 参考資料		
	リーフレット「『発達障がい』って何？～正しい理解の道しるべ～」	80
	学習障害（LD）支援について	86
	長野県発達障がい者サポーター養成事業	87
	長野県発達障がいペアレント・メンター事業	88
	長野県発達障がいサポート・マネージャー	90

発達障がい支援のための資源ハンドブックについて

1. ハンドブック作成の趣旨

発達障がいに関する支援の充実を図るため、発達障害者支援法に基づき、長野県内における発達障がい支援の現状、医療機関の情報及び利用可能な社会資源等を、この度あらためて調査してまとめました。

このハンドブックを地域で支援にあたっている方々の参考にしていただくとともに、各地域では、さらにどのような支援が必要なのかを考えていただく機会となるよう願っています。

2. 発達障がいについて

このハンドブックでいう発達障がいとは、「発達障害者支援法」に規定するものを指します。

3. ハンドブック利用に際して

長野県内の市町村、保健福祉事務所、障がい者総合支援センター、医療機関（小児科・精神科・心療内科）、児童発達支援センター、家族の会、その他の関係機関に調査へのご協力をいただきました。

掲載内容は、令和3年9月1日現在の状況です。回答の中から、公表の了解をいただいた機関・項目のみを掲載しています。その後の変更等については、各機関等に直接お尋ねください。

◆このハンドブックは、当センターホームページからダウンロードができます。
《長野県発達障がい者支援センター（長野県精神保健福祉センター）》
<http://www.pref.nagano.lg.jp/seishin/heisetsu/hattatsushogai/>



長野県発達障がい者支援センター
ホームページの QR コード



ハンドブックページの QR コード

I 身近な支援資源情報